

業務委託成績評価について

本市が発注する業務委託契約の履行内容を、的確かつ公正に評価することにより、受託者の適正な選定及び確実な履行の確保を図り、もって市民生活の安全の確保及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、業務委託成績評価を次のとおり実施します。

1 評価の対象

財務部契約課が発注する業務委託契約（横須賀市上下水道事業管理者発注分を含む。また、随意契約を含む。）のうち、反復的に（毎日、隔日、毎週等定期的に）行われるもので、下記の営業種目に該当するものを対象とします。

（対象となる業種・営業種目）

※表の数字は業種・営業種目コード

※評価の対象となる契約案件については、入札公告で告知します。

＜令和6年度以降に発注＞（かながわ電子入札共同システム）

営業種目	
405	清掃請負（庁舎外）
400	庁舎等建物又はその敷地の維持管理に必要な清掃の請負
440	警備・受付の委託
555	樹木保護管理の委託

＜令和5年度までに発注＞

業種		営業種目	
07	清掃等	01	屋外清掃
		05	建物清掃
08	警備・受付等	01	有人警備
15	その他	09	剪定・樹木伐採

2 評価の方法

履行の一部を完了した部分に対して支払を行う契約（毎月払い等）については、契約の履行状況について、完了検査終了後「業務委託成績評価表」に基づき評価を実施し評価結果を通知します。

(1) 評価（評定）点

基本点は70点で、「+35点」から「-50点」の間で加減算し、その合計点が評価点となります。（最高点 105点、最低点 20点）

(2) 評価（評定）区分

評価点 (評定点)	105点 ～ 90点	89点 ～ 80点	79点 ～ 60点	59点 ～ 40点	39点 ～ 20点
評価区分 (評定区分)	A	B	C	D	E

3 評定の方法

契約の履行状況について、完了検査終了後「業務委託成績評価表」に基づき評価を実施し、上記2-（2）の評定区分により成績評定を通知します。1つの契約で、履行の一部を完了した部分に対して支払を行う契約（毎月払い等）については、部分に対して行う評価の評価点を合計し、平均点を算出します。（算出した平均点に小数点以下の数値がある場合については、小数点以下を切り捨てて整数とします。）その平均点を評定点とします。

なお、長期継続契約については年度ごとを一つの契約とみなし成績評定を通知します。

4 評定の利用

(1) 優良評定に基づく入札参加の優遇措置

前年度に履行された業務委託契約ごとの評定において、A評定又はB評定（を取得した事業者を「優良業務履行事業者」（以下、単に「優良事業者」という。）として認定します。（ただし、履行期間が3か月に満たない契約については、優良事業者の認定を行いません。）

上記営業種目ごとに、過去3年度（現年度は含まない。）の優良事業者を対象（ただし、A評定の事業者のみを対象とする場合もあります。）として、同一営業種目の競争入札を実施することができるものとします。（ただし、現年度及び過去3年度に同一営業種目の契約でD評定又はE評定を取得した事業者はその競争入札の対象外とします。また、競争性が保てないと判断した場合は実施しません。）

(2) 不良評価に基づく入札参加の制限措置

入札参加停止

評価の結果、評価区分がE評価となった事業者は、当該契約と同一の営業種目を対象とする競争入札に対して評価を決定した日の翌日から、1か月間の入札参加停止とします。また、評価がE評価となった事業者は、当該契約と同一の営業種目を対象とする競争入札に対して、当該評価の対象期間が属する年度の翌年度の5月1日から7月31日までの3か月間、入札参加停止とします。

5 その他

(1) 現場代理人の配置

評価対象となる契約案件においては、仕様書の中で現場代理人を置くことを義務づけます。評価対象の契約の契約者となる場合については、現場代理人届の提出が必要となります。（現場代理人を変更する場合も同様です。）

その現場代理人を「責任者」として評価を行います。

なお、詳細については、「横須賀市ホームページ」から「業務委託成績評価要綱」をご覧ください。

平成23年 4月 1日改正

平成24年 4月 1日改正

令和 6年 4月 1日改正